

セラミックタイル

評価の内容（申請資料に基づき、次の事項を確認している。）

1. 評価対象建築材料

評価の対象としたセラミックタイルは、標準仕様書 1 1 章 2 節及び 3 節に規定するセラミックタイルとしている。

なお、評価において対象としたセラミックタイルの大きさ、種類、寸法及び生産方式等は以下のとおりとしている。

- (1) 外装タイル・内装タイルは、二丁掛および300 mm角程度までとし、視覚障害者用タイルは対象外とする。
- (2) 内装タイルのうちプール用タイルは、対象外とする。
- (3) 生産方式は、製品の品質・性能について担保可能なものとし、限定在庫品（生産中止により在庫数のみを販売する製品）、特別注文品（品質・性能について発注者側が要求する製品）は、対象外とする。
- (4) JISマーク表示品は、対象とする。
- (5) 参考値としての床タイルの耐滑り性の試験結果については、評価の対象としていない。

セラミックタイルの細目は、以下としている。

- ① A I（押出成形Ⅰ類） *1
- ② A II（押出成形Ⅱ類）
- ③ A III（押出成形Ⅲ類） *1
- ④ B I（プレス成形Ⅰ類）
- ⑤ B II（プレス成形Ⅱ類）
- ⑥ B III（プレス成形Ⅲ類） *1

*1 ①、③および⑥については、応募者なし

2. 品質・性能等

- (1) 品質・性能は、JIS A 5209 (2020)「セラミックタイル」の規定との整合性を、実施要領に規定する試験機関による試験結果等で確認している。
- (2) 再生材は、再生材等メーカーから申請品の製造所への納入ルートを確認している。
- (3) 再生材利用タイルは、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」の陶磁器質タイルの「判断の基準および配慮事項」によって、原料に廃材・再生材等を用いた焼成品とし、廃材・再利用材の利用率は、重量比20%以上（通常利用している同一工場からの廃材は除く。）とし、重金属等の対象有害物質（カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素、ほう素）が環境庁告示第46号の環境庁基準に適合しているかを〔表示項目〕として確認している。

3. 評価名簿詳細事項

- (1) 「使用部位に対する適否」は、申請者からの申請に基づき“◎：使用可能、×：使用不可”で表示している。
- (2) 「吸水率」は、試験結果により、“Ⅰ類：3.0 %以下、Ⅱ類：10.0 %以下、Ⅲ類：50.0 %以下”で表示している。
- (3) 「耐凍害性」は、試験結果により、性能を有するものを“○”印で表示している。

セラミックタイル

- (4) 「耐熱耐薬性」は、上段が耐熱衝撃性、下段が耐薬品性を表示している。
 耐熱衝撃性は、試験結果により、性能を有するものを“○”印で表示している。
 耐薬品性は、試験結果により、以下のクラス記号で表示している。

クラス	切断面・非切断面・表面の変化の有無
A	変化が認められない。
B	切断面だけに変化が認められる。
C	切断面・非切断面・表面に変化が認められる。

- (5) 「耐摩耗性」の「耐表面」(施ゆうタイル)は、試験結果により、以下のクラス分類で表示している。

クラス分類	変化が認められたときの クラス分類	クラス	0	1	2	3	4
		磨耗回転数 (回)	100	150	600	750 1,500	2,000 6,000 12,000
	変化が認められないときの クラス分類	磨耗回転数12,000回で変化が認められなかった場合は、クラス5とする。					

- (6) 「耐摩耗性」の「耐素面」(無ゆうタイル)は、試験結果により、以下の磨耗体積で表示している。

磨耗体積 (mm ³)	使用部位 (屋外床)	使用部位 (屋内床)
		345 以下

- (7) 「耐滑り性」は、試験結果により、以下の略号と実測値を、[参考値]として表示している。

なお、C.S.R (履物で歩行する場所で使用) およびC.S.R・B (素足で歩行する場所で使用) の滑り片材料ならびに試料の表面状態等の概要は以下による。

記号	略号	滑り片	表面状態 (介在物および散布量)
C.S.R	R	ゴムシート： 硬さ A72～80 厚さ 3～6mm	JIS Z 8901 (2006) に規定する試験用紛体1の1種、7種と水道水とを、9：1：2000の質量比で混合した懸濁液を約400g/m ² 散布する。
		ゴムシート： 硬さ A72～80 厚さ 3～6mm	JIS Z 8901に規定する試験用紛体1の1種、7種と水道水とを、9：1：20の質量比で混合した懸濁液を約400g/m ² 散布する。
C.S.R・B	RB	ゴム製ノンスリップシート： 硬さ A70～80 突起部分の形状 φ7mm 厚さ 平坦部分 4.5mm 突起部分 6～7mm	JIS Z 8901に規定する試験用紛体1の4種と水道水とを、1：300の質量比で混合した懸濁液を約100g/m ² 散布する。

- (8) 「再生材等利用 GR調達」は、グリーン購入法の適合品であるものを“○”印で表示している。

4. 試験方法

- (1) 長さ、幅および厚さの測定における許容差は、JIS A 1509-2の「5. 寸法」による。
- (2) 裏あしの形状および高さの測定は、JIS A 1509-2「セラミックタイルの試験方法—第2部：寸法・形状の測定方法」の「6. 裏あしの形状及び高さ」による。
- (3) ばちの測定における許容差は、JIS A 1509-2の「7. ばち」による。
- (4) 面反り、ねじれ、辺反りおよび側反りの測定は、JIS A 1509-2の「8. 反り」による。

セラミックタイル

- (5) 直角性の測定は、JIS A 1509-2の「9. 直角性」による。
- (6) 役物の角度の測定は、JIS A 1509-2の「10. 役物の角度」による。
- (7) 吸水率の試験は、JIS A 1509-3「セラミックタイルの試験方法―第3部：吸水率、見掛け気孔率及びかさ密度の測定方法」の煮沸法または真空法のいずれかによる。
- (8) 曲げ破壊荷重の試験は、JIS A 1509-4「セラミックタイルの試験方法―第4部：曲げ破壊荷重及び曲げ強度の測定方法」による。
- (9) 耐素地摩耗性の試験は、JIS A 1509-5 (2020)「セラミックタイルの試験方法―第5部：床タイルの耐素地摩耗性試験方法」による。
- (10) 耐表面摩耗性の試験は、JIS A 1509-6「セラミックタイルの試験方法―第6部：床タイルの耐表面摩耗性試験方法」による。
- (11) 耐熱衝撃性試験は、JIS A 1509-7「セラミックタイルの試験方法―第7部：耐熱衝撃性試験方法」による。
- (12) 耐貫入性試験は、JIS A 1509-8「セラミックタイルの試験方法―第8部：施ゆうタイルの耐貫入性試験方法」による。
- (13) 耐凍害性試験は、JIS A 1509-9「セラミックタイルの試験方法―第9部：耐凍害性試験方法」による。
- (14) 耐薬品性試験は、JIS A 1509-10 (2020)「セラミックタイルの試験方法―第10部：耐薬品性試験方法」による。
- (15) 施ゆうタイルの鉛およびカドミウムの溶出試験は、JIS A 1509-11「セラミックタイルの試験方法―第11部：施ゆうタイルから溶出する鉛及びカドミウムの定量方法」による。
- (16) 耐滑り性試験は、JIS A 1509-12 (2020)「セラミックタイルの試験方法―第12部：耐滑り性試験方法」による。
- (17) ユニットタイルの長さおよび幅の測定における許容差は、JIS A 1509-13「セラミックタイルの試験方法―第13部：ユニットタイルの品質試験方法」による。
- (18) 表張り台紙および裏連結材の接着性、表張り台紙の剥離性、裏連結材の耐水接着性および裏連結ユニットタイルの裏面開口率試験は、JIS A 1509-13 (2020) による。
- (19) 再生材利用タイルの有害物質の溶出試験は、土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）の付表による。